平成 28 年度第1回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

1 日時

平成28年5月18日(水)19:00~20:10

2 場所

幕別町役場 1階1-A・1-B会議室

3 出席した委員

13 人:千葉会長、荒木委員、浦上委員、片岡委員、小山委員、齊藤委員、式見委員、 下川委員、杉山委員、嶽山委員、西川委員、堀委員、矢野委員

4 欠席した委員

2人:伊藤委員、大坂委員

5 事務局

8人:境谷住民福祉部長、杉崎こども課長、金田一保健福祉課長、菅原保育係長、 児玉こども支援係長、浜頭福祉係長、佐々木主査、長田

- 6 配布資料
 - ・資料1 子育て短期支援事業について
 - ・資料2 認可保育所における3歳以上児の主食提供事業について
 - ・資料3-1 幕別町保育料条例等の改正(案)について
 - ・資料3-2 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料の軽減の強化について
 - ・資料4 幕別町ファミリーサポートセンター事業について
- 7 内容
 - (1) 開会 境谷住民福祉部長挨拶。

機構改革により名称の変更があった部と係の報告及び所管変更の報告。 事務局の紹介。

- (2) 議事【進行:千葉会長】
 - (1) 幕別町子育て短期支援事業について

こども課こども支援係から事業の目的、実施内容、平成27年度の利用実績及び平成28年4月から本日までの利用状況について説明。

【質疑・意見】

委員: 資料中、利用料金と委託料の違いは何か。また、この差額はすべて町の 負担となるのか。

事務局: 利用料金は利用者が町に支払う料金であり、委託料は町が委託施設である十勝学園に支払う料金である。この事業は国と道の補助金がある事業であり、利用料金と委託料の差額の3分の1が国、3分の1が道の補助金で、残りの3分の1が町で負担となっている。

② 認可保育所における3歳以上児の主食提供事業について

こども課保育係から事業の目的(温かい主食の提供、経済的・身体的負担の軽減、 食育の推進)、実施状況(5月16日より実施)、予算額と内訳について説明。

【質疑・意見】

委員: 事業の対象となる児童数は何名程度なのか。

事務局: 5保育所あわせて370名程度である。

委員: この事業で提供するのは米のみなのか。麺類やパンは提供しないのか。

事務局: 今のところ、米食のみ。麺類については給食の中で今までも提供して

いるが、パンについては現段階では予定していない。

ただし、給食のメニューによってはパンの方があうようなこともある ので、今後、メニューに合わせて主食の供給が可能か探っていきたい。

委員: この事業を行ってほしいというニーズが保護者からあったのか。

事務局: 前段ご説明させていただいたとおり、主食が提供できないのかという お話はありました。

委員長: 兄弟で保育所に通っている場合は、3歳以上の子どもは主食が提供され、3歳未満の子どもについては主食を家庭から持参しなければならないのか。

事務局: 3歳未満児についてはこれまでも主食提供を行っている。全国的に、 未満児については主食提供を行っていたが、3歳以上の児童に主食提供 を行っているところはなかった。民間では一部あるが、有料となってい る。ニーズや今の生活形態に合わなくなってきたため、実際の負担を減 らしたいということで、この事業を行うことになった。

③ 保育料の多子軽減について

こども課保育係から国の子ども子育て支援法施行令の改正に伴う、多子世帯への保育料の軽減(対象世帯の拡大、子どものカウント方法の変更)、ひとり親世帯の保育料軽減の強化、みなし寡婦(夫)の導入について説明。

【質疑・意見】

委員: 保育料の軽減の対象となる世帯の説明が、多子世帯は世帯所得、ひとり親世帯は所得割額で表現されているが、何か意図があってこの表現となっているのか。

事務局: ひとり親世帯も基本的には世帯所得が 360 万円未満を対象としているが、所得が 360 万未満であればすべて同じ税額になると限らないため、わかりやすく所得割が 48,600 円だったものを 77,100 円に引き上げて枠を拡大しよう、という意図です。

委員: 子どもとしてカウントする年齢に制限はあるのか。

事務局: ない。別居・同居問わず、扶養している生計同一の子どもであれば、 何歳の子どもでも対象となる。 ④ 幕別町ファミリーサポートセンター事業について

こども課こども支援係からファミサポの事業概要、現在の会員の申し込み状況、 会員の種類と条件、利用の内容と流れ、会員となるための講習会の内容と予定及 び6月のフ講演会について説明。

【質疑・意見】

委 員: 講習会は今年度4回行うとのことだが、どのように受講していけばよ いのか。

事務局: 各月、全ての講座(12 項目)を1回ずつ行うが、日程的に今月だけですべて取ることは難しいと思うので、取れなかった項目は7月、9月に受講してもらい、10 月の事業開始までにまかせて会員を養成しようと考えている。

委員: ファミリーサポートセンターは子育て支援センターにあるということ だが、この事業は札内地区のみで行うのか。講習会も今回は札内地区で 行うようだが、今後、他の地区で講習会行う予定はあるのか。

事務局: 子育て支援センターが中心となって動くこととなるが、事業は町内全域で行う。講習会についても今回32名の申し込みがあったうち、27名が札内の方、残り5名が幕別本町の方だった。先ほどご説明したとおり、今年については年4回開催し、次年度以降も最低年2回の開催を予定している。そのため、忠類地区で申込みしたいという要望がある程度出てきた時点で、忠類での講習も考えている。本町地区での講習会についても同様である。忠類の方が利用したいとなった場合には、センターのアドバイザーが忠類に出向いて打ち合わせ等を行い、事業を活用していただきたいと考えている。

委 員: おねがい会員がまかせて会員を指名したり、拒否をすることはできる のか。また、その逆も可能なのか。

事務局: 打ち合わせの際に、この人とは合わない、ということはあり得ると思います。その場合にはアドバイザーが別の会員を紹介することとしている。また、まかせて会員も依頼があったからといってすべてを受けなければいけないわけではなく、都合がつかない場合は断っていただいてかまわない。

委 員: 講習会を受けてまかせて会員となった後、会員資格に有効期間や更新 を受けなければいけない等あるのか。

事務局: 国としては1年ごとに更新をすることが望ましいとしているが、現時 点で他の市町村で更新を行っているところはないため、幕別町も同様に、 一度講習を受けてまかせて会員となれば、その後ずっと登録されること としている。一度研修を受けて会員となった方が、実際に活動をする前 に再度講習を受けることも可能であり、会員向けの講習会も毎年予定している。

委員: 講習の時間帯は固定なのか。また、町として会員数の目標はあるのか。

事務局: 時間帯については、今回の講習会の後アンケートを取り、次回以降の開催の参考にしたいと考えている。会員数については、人口規模や子ども・世帯の数に対しての目安というものはないが、例えば帯広市であれば会員数は 200 名くらい。まかせて会員とおねがい会員の比率は1:4で、まかせて会員として実際活動をしている人はその中の半分程度。そのような実情を踏まえ、まかせて会員として実際に活動をする方が 20 名程度いればとこども課としては考えている。

委員: まかせて会員とおねがい会員の子どもしかない状況で事故が起こった場合、その報告はまかせて会員からされることになると思うが、第三者がいない状況で、その報告をそのまま受けてよいものなのか。

事務局: そういった心配もあるかと思う。まかせて会員の登録に、講習会の受講は本来必須ではないが、町としてもそういった不安をできる限り減らすため会員の要件としているほか、講習会の休憩時間やお昼休み等にアドバイザーやこども課職員から声掛けをし、その人となりを判断するほか、利用前にもアドバイザーを交えて打ち合わせを行うので、そこでも慎重に判断したいと考えている。信頼関係が基本となるため、聞き取り等をしっかり行い、相性を見極めながら進めていきたいと考えている。

委 員: 車での送迎の場合、センターからチャイルドシートの貸し出しはある のか。また、チャイルドシートの取り付け方の講習はあるのか。

事務局: 基本的にはおねがい会員のチャイルドシートをまかせて会員に渡してもらい、使用してもらう。貸し出しの要望があった場合は、札内支所等のチャイルドシートの貸し出しで対応したい。取り付け方法等についても講習会の中に入っている。

委員: 夫婦で預かる場合は両方とも講習会を受けなければならないのか。

事務局: あくまで講習を受けた人だけが会員として活動ができることになっているので、夫婦で預かる場合はお二人とも講習を受講してもらう必要がある。

委員: ファミサポの周知について今後広報等で行う予定はあるか。

事務局: 6月の町民向け講演会や次回以降の講習会について、広報等で周知していきたい。

(3) その他

① 全体を通して

委員: 子育て短期支援事業について、この事業を実行した方が良いと判断するの

はどこになるのか。

事務局: この事業はあくまで利用者から申し込みがあり利用をする事業であるため、こちらが実行するかを判断するものではない。しかし、こども支援係では児童虐待についても対応しているため、通報等あった場合はその家庭に出向いて保護者と話をしている。その際には、こういった事業があることを積極的に周知している。利用の理由も幅広いため、利用申請に対して拒むことはほぼない。

② 次回の開催について

事務局: 年内を目途に、会長と相談の上決定したい。決まり次第、文書にて案内する。

閉会